

総社市告示第24号

総社市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱（平成29年総社市告示第52号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（届出等に関する事項） 第3条 略 2 略 3 届出等に関し、施行規則第12条第3項の規定に基づき市長が不要と認めるものは、次に掲げる図書とする。 （1）第1項第2号から第4号までに掲げる<u>いずれかの</u>図書の提出がある場合は、各種計算書 （2）略 4 略</p>	<p>（届出等に関する事項） 第3条 略 2 略 3 届出等に関し、施行規則第12条第3項の規定に基づき市長が不要と認めるものは、次に掲げる図書とする。 （1）第1項第2号<u>又は第3号</u>に掲げる図書の提出がある場合は、各種計算書 （2）略 4 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。